

# 浜岡地域原子力災害広域避難計画

平成 28 年 3 月策定

平成 29 年 3 月修正

平成 30 年 6 月修正

令和 2 年 6 月修正

令和 3 年 9 月修正

令和 4 年 8 月修正

静 岡 県

## 目 次

	頁
1 総則	1
(1) 目的	
(2) 発電所の概要	
(3) 想定する災害	
(4) 原子力災害対策重点区域	
2 避難等の判断基準と実施	5
(1) 避難等の判断基準	
(2) 避難単位	
(3) 避難等の実施体制	
(4) 避難等に係る広報	
3 避難先	12
(1) 避難先確保の方針	
(2) 避難元市町毎の避難先	
(3) 避難先確認の手順	
(4) 避難先に示している留意点	
4 避難経路	17
(1) 主な避難経路	
(2) 避難元市町内の避難経路	
5 避難手段	22
(1) 主な避難手段	
(2) 避難手段の確保	
6 避難退域時検査及び簡易除染	23
(1) 検査場所	
(2) 実施方法	
7 安定ヨウ素剤の配布・服用	24
(1) P A Z 圏内	
(2) U P Z 圏内	
8 避難経由所	24

9	要配慮者等の避難等	25
	(1) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等	
	(2) 社会福祉施設(入所型)の入所者の避難等	
	(3) 社会福祉施設(通所施設)の利用者等の避難等(サービス提供時)	
	(4) 在宅の要配慮者の避難等	
	(5) 学校等の避難等	
	(6) 一時滞在者(観光客等)への対応	
	(7) 外国人への配慮	
	(8) 屋内退避施設等の放射線防護対策	
10	今後の検討課題	30
	(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	
	(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題	

## 1 総 則

### (1) 目 的

本計画は、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻第2章第8節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ・原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ・住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

本計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係を別図1に示す。

以下、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻を「県防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

### (2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況（令和4年4月1日現在）

区 分	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機	5 号 機	計
運 転 状 況	廃止措置中		定期検査中 (平成22年11月29日～)	定期検査中 (平成24年1月25日～)	定期検査中 (平成24年3月22日～)	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営 業 運 転 開 始 日	昭和51年 3月17日	昭和53年 11月29日	昭和62年 8月28日	平成5年 9月3日	平成17年 1月18日	
使用済燃料プ ール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料 保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)	計8,942体
運 転 終 了 日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。合計8,942体（うち使用済6,542体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

### (3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

### (4) 原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）を、発電所から5km及び31kmを目安に定めている。区域の種類及び範囲は表2及び図1のとおり。

原子力災害対策重点区域に係る11市町（以下「避難元市町」という。）の全域を本計画の対象とする。

表2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ（緊急防護措置を準備する区域）	牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平25情使、第72-GISMAP33031号)

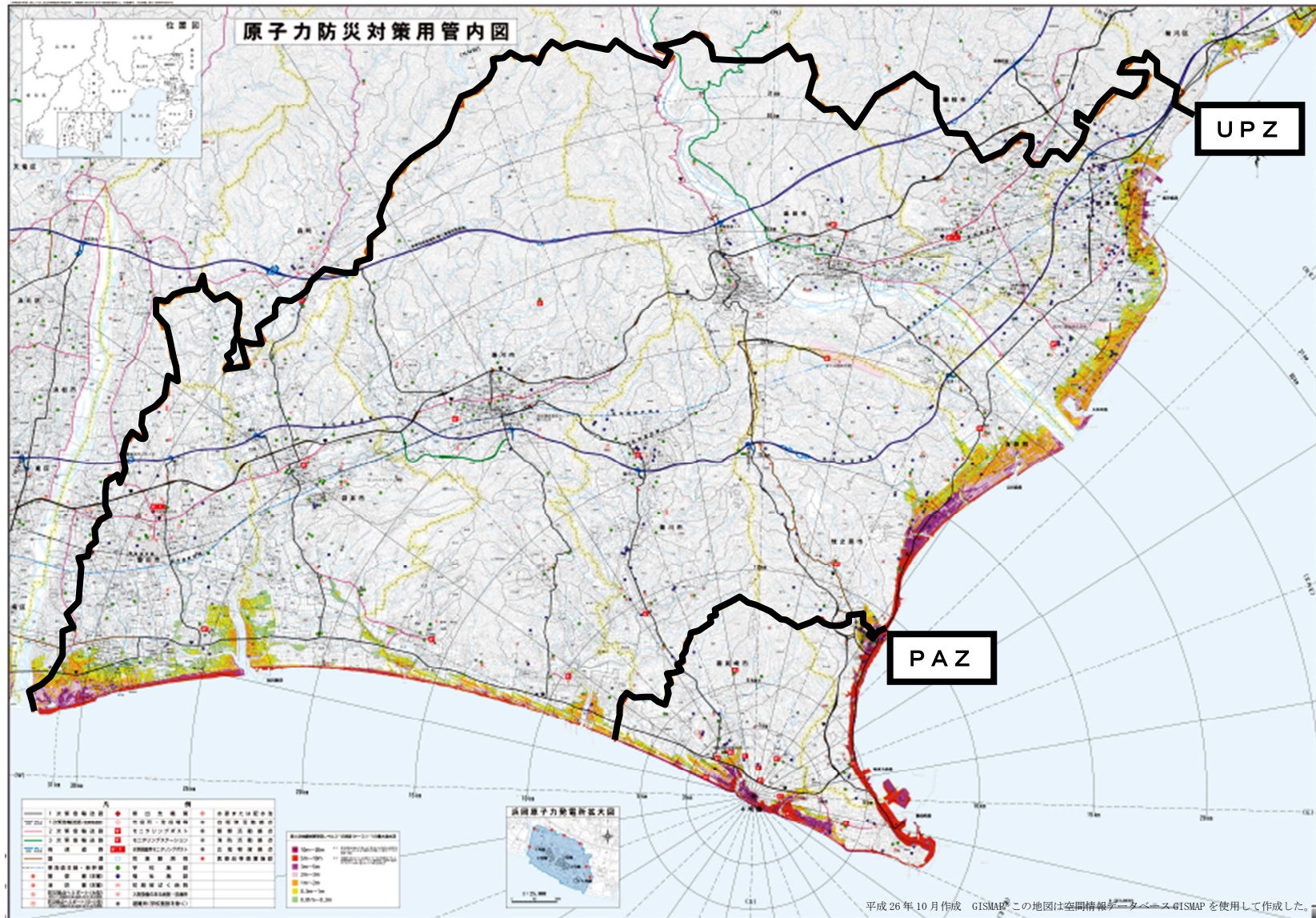


図1 原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）

参考として、表3に発電所周辺地域の距離別・市町別の人口、表4に距離別・方位別の人口を示す。

表3 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・市町別の人口（令和4年4月1日現在）

市町名	PAZ 圏内	PAZ + UPZ 圏内			11市町総人口
	概ね0～5km	概ね0～10km	概ね0～20km	概ね0～31km	
御前崎市	<u>30,944</u>	<u>30,944</u>	<u>30,944</u>	<u>30,944</u>	<u>30,944</u>
牧之原市	<u>12,214</u>	<u>16,097</u>	<u>43,696</u>	<u>43,696</u>	<u>43,696</u>
掛川市	—	<u>8,964</u>	<u>53,971</u>	<u>115,943</u>	<u>115,943</u>
菊川市	—	<u>11,652</u>	<u>47,720</u>	<u>47,720</u>	<u>47,720</u>
吉田町	—	—	<u>27,704</u>	<u>29,110</u>	<u>29,110</u>
袋井市	—	—	<u>5,940</u>	<u>87,983</u>	<u>87,983</u>
島田市	—	—	<u>5,419</u>	<u>92,062</u>	<u>96,769</u>
磐田市	—	—	—	<u>123,571</u>	<u>167,663</u>
焼津市	—	—	—	<u>137,353</u>	<u>137,353</u>
藤枝市	—	—	—	<u>108,656</u>	<u>142,955</u>
森町	—	—	—	<u>3,366</u>	<u>17,563</u>
合計	<u>43,158</u>	<u>67,657</u>	<u>215,394</u>	<u>820,404</u>	<u>917,699</u>

本計画の対象

表4 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・方位別の人口（令和4年4月1日現在）

方位	PAZ 圏内	UPZ 圏内			PAZ+UPZ 圏内
	概ね0～5km	概ね5～10km	概ね10～20km	概ね20～31km	概ね0～31km
東南東	<u>8,185</u>	—	—	—	<u>8,185</u>
東	<u>2,928</u>	—	—	—	<u>2,928</u>
東北東	<u>4,499</u>	—	—	—	<u>4,499</u>
北東	<u>6,409</u>	—	—	<u>23,076</u>	<u>29,485</u>
北北東	<u>4,691</u>	<u>1,857</u>	<u>53,217</u>	<u>247,451</u>	<u>307,216</u>
北	<u>2,818</u>	<u>3,339</u>	<u>10,894</u>	<u>62,866</u>	<u>79,917</u>
北北西	<u>10,387</u>	<u>7,500</u>	<u>43,646</u>	<u>24,881</u>	<u>86,414</u>
北西	<u>3,241</u>	<u>5,674</u>	<u>22,922</u>	<u>93,401</u>	<u>125,238</u>
西北西	—	<u>6,129</u>	<u>17,058</u>	<u>148,690</u>	<u>171,877</u>
西	—	—	—	<u>4,645</u>	<u>4,645</u>
合計	<u>43,158</u>	<u>24,499</u>	<u>147,737</u>	<u>605,010</u>	<u>820,404</u>

※1 距離別の人口は、複数の圏域(5km圏～31km圏)に跨る自治区等の場合は距離が短い側の圏域に含めた。

※2 方位別の人口は、自治区等が複数の方位に跨る場合は含まれる面積が大きい方位とした。



## 2 避難等の判断基準と実施

### (1) 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和3年7月21日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、避難元市町、事業者等が連携し実施する。避難等の判断基準とその内容は表5のとおりである。

表5 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		PAZ	UPZ
EAL※1に基づく避難等	警戒事態 例) 御前崎市で震度6弱以上の地震発生	施設敷地緊急事態要 避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法※3 10条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要 避難者※4の避難実施 住民等※5の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
OIL※2に基づく避難等	OIL1 500 μSv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値))	—	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施)
	OIL2 20 μSv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値))	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施)

※1 EAL (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 OIL (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

※5 住民等 : 当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人



施設敷地緊急事態となった場合、PAZにおいて高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、PAZにおいて避難、UPZにおいて屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、UPZにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とOILに基づき、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。

緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）の統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成27年10月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

## （２）避難単位

国がOILに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、県及び避難元市町が円滑な避難又は一時移転を実施するため、UPZに係る市町内に、避難単位を図2及び別表1のとおり定める。

なお、PAZにおいては、全面緊急事態において全域に避難指示が出されるため、避難単位を設定しない。

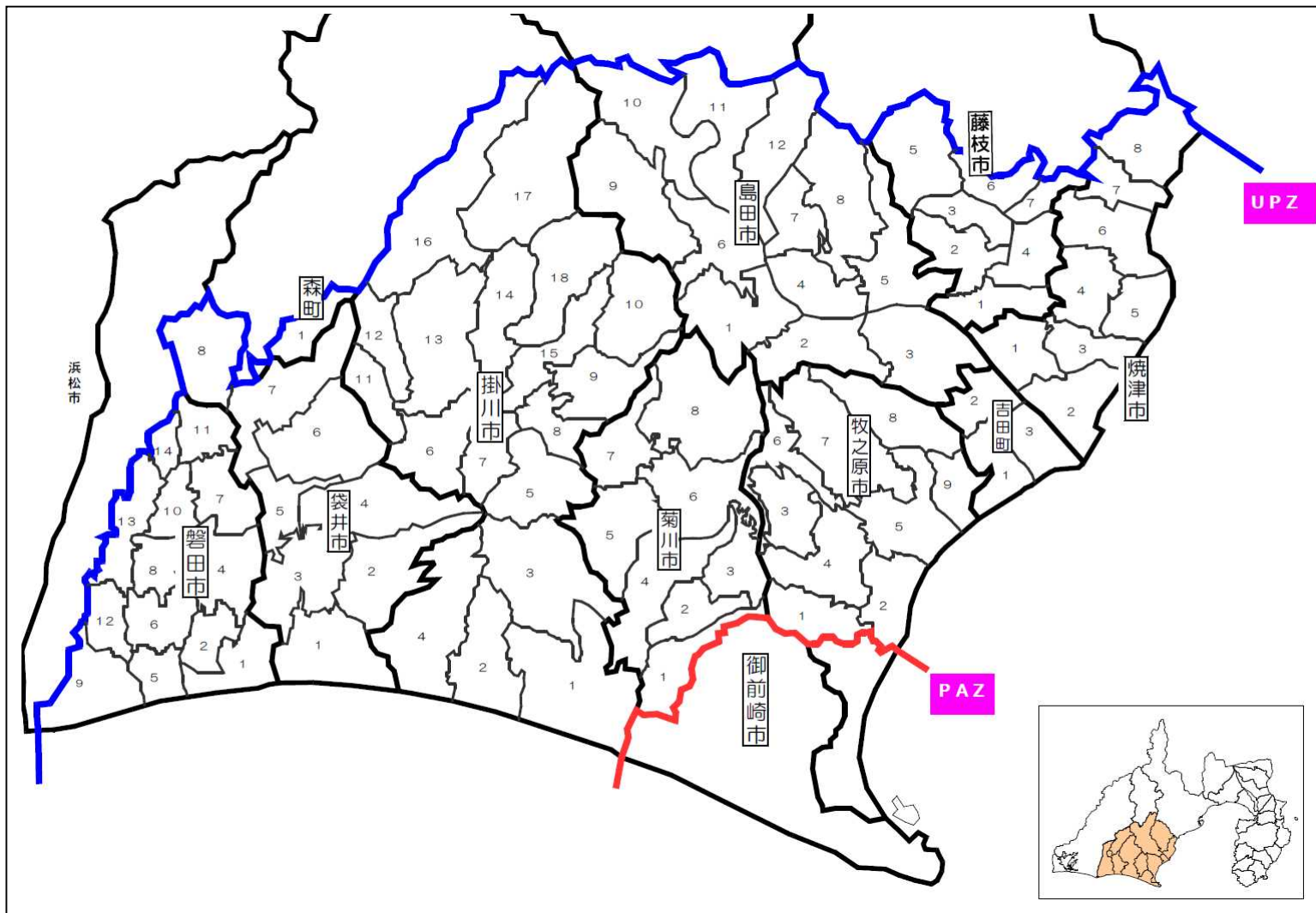


図2 UPZの避難単位

※ 各避難単位の空間放射線量率測定候補地点は別表1を参照のこと

### (3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2に示す。

#### 1) 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

#### 2) 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

#### 3) 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

#### 4) 避難元市町原子力災害対策（警戒）本部

市町の庁舎に設置され、市町長を本部長とし、市町全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

### (4) 避難等に係る広報

#### 1) 住民等への情報伝達活動

- ① 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動揺をできるかぎり低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行うものとする。
- ② 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び避難元市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- ③ 県は、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの

結果等)、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

- ④ 県は、原子力災害合同対策協議会を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について政府原子力災害対策本部、政府原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

- ⑤ 県は、情報伝達に当たって、ホームページによるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに対応するため、スマートフォン等を利用した情報伝達システム(※)等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

- ※ 県では、スマートフォンや携帯電話を利用し、発電所の状況、放射線の測定値、避難指示、避難先及び避難退域時検査場所等の情報を住民へ伝達するシステムを整備している。

## 2) 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、避難元等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令等により情報伝達を行うものとする。

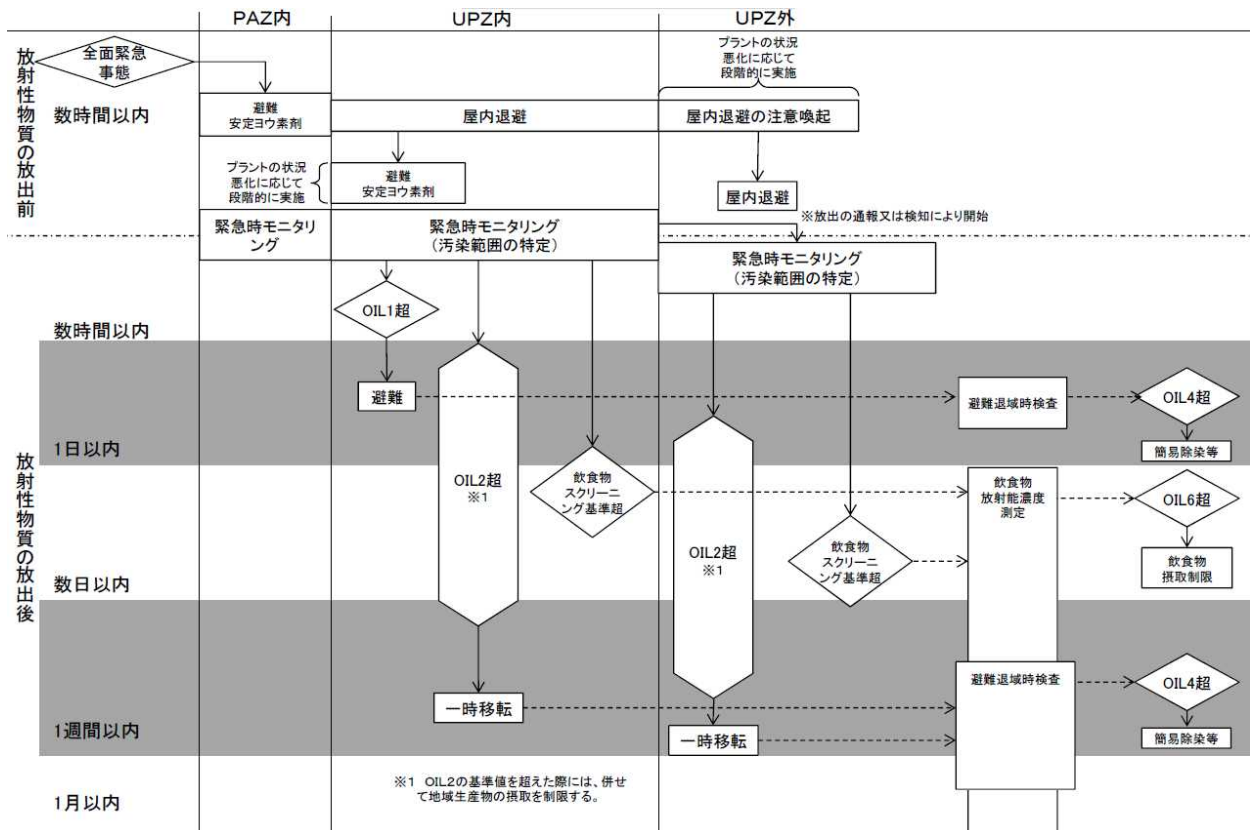
## 3) 隣接県等への情報伝達

県は、原子力災害の状況、避難者の状況及び国や県、避難元市町等が講じている施策に関する情報等を隣接県等と共有するため、情報収集・伝達、職員の派遣・受入等を必要に応じ、行うものとする。

## 4) 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、避難元市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(参考) 原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例



(参考) 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

(避難、一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

(屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避

難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

### 3 避難先

#### (1) 避難先確保の方針

- ① 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる 11 市町の住民を避難計画の対象とする。（令和 4 年 4 月 1 日現在の 11 市町の人口は約 92 万人）
- ② 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
- ③ 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。
- ④ 大規模地震との複合災害時などで③の避難先に避難できない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。

#### (2) 避難元市町毎の避難先

##### 1) 避難元市（PAZ）の避難先

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、PAZに係る避難元市毎の避難先をあらかじめ定めるよう、表 6 の県内の避難先に加え、同表の県、市町村と協議をしている。

なお、避難元市の自治区等毎の避難先は、避難元市の避難計画において定めるものとする。

表 6 避難元市（PAZ）毎の県内の避難先及び協議をしている県・市町村

避難方向	避難元市	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震との複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域）※
東方	牧之原市（PAZ）	山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上田地域）※

※長野県の地域毎の市町村は以下のとおり。なお、協議先の地域等については今後変更される場合がある。

松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

北アルプス地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村

長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村

北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

佐久地域：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町

上田地域：上田市、東御市、長和町、青木村



## 2) 避難元市町（UPZ）の避難先

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、UPZの避難元市町毎の避難先をあらかじめ定めるよう、表7の県内の避難先に加え、同表の都県、市区町村と協議をしている。なお、避難元市町の自治区等毎の避難先は、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

表7 OILに基づき避難等の指示が出された場合の避難元市町（UPZ）毎の県内の避難先及び協議をしている都県・市区町村※

避難方向	避難元市町	避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震等複合災害時などで避難先1に避難できない場合)
東方	島田市	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都特別区市町村（島しょ部を除く）
	藤枝市	神奈川県（全33市町村）	埼玉県（全63市町村）
	焼津市		
	吉田町	静岡県内（静岡市、富士宮市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）
	牧之原市（UPZ）	山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）
西方	菊川市	静岡県内（浜松市、湖西市） 愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
	掛川市	愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）

避難方向	避難元市町	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
西方	袋井市	三重県 (全 29 市町)	福井県 (福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)
	磐田市	岐阜県 (全 42 市町村)	石川県 (金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町)
	森 町	静岡県内 (森町内)	静岡県内 (森町内)

※ 協議をしている都県、市区町村には、都県を通して協議している市区町村を含んでいる。

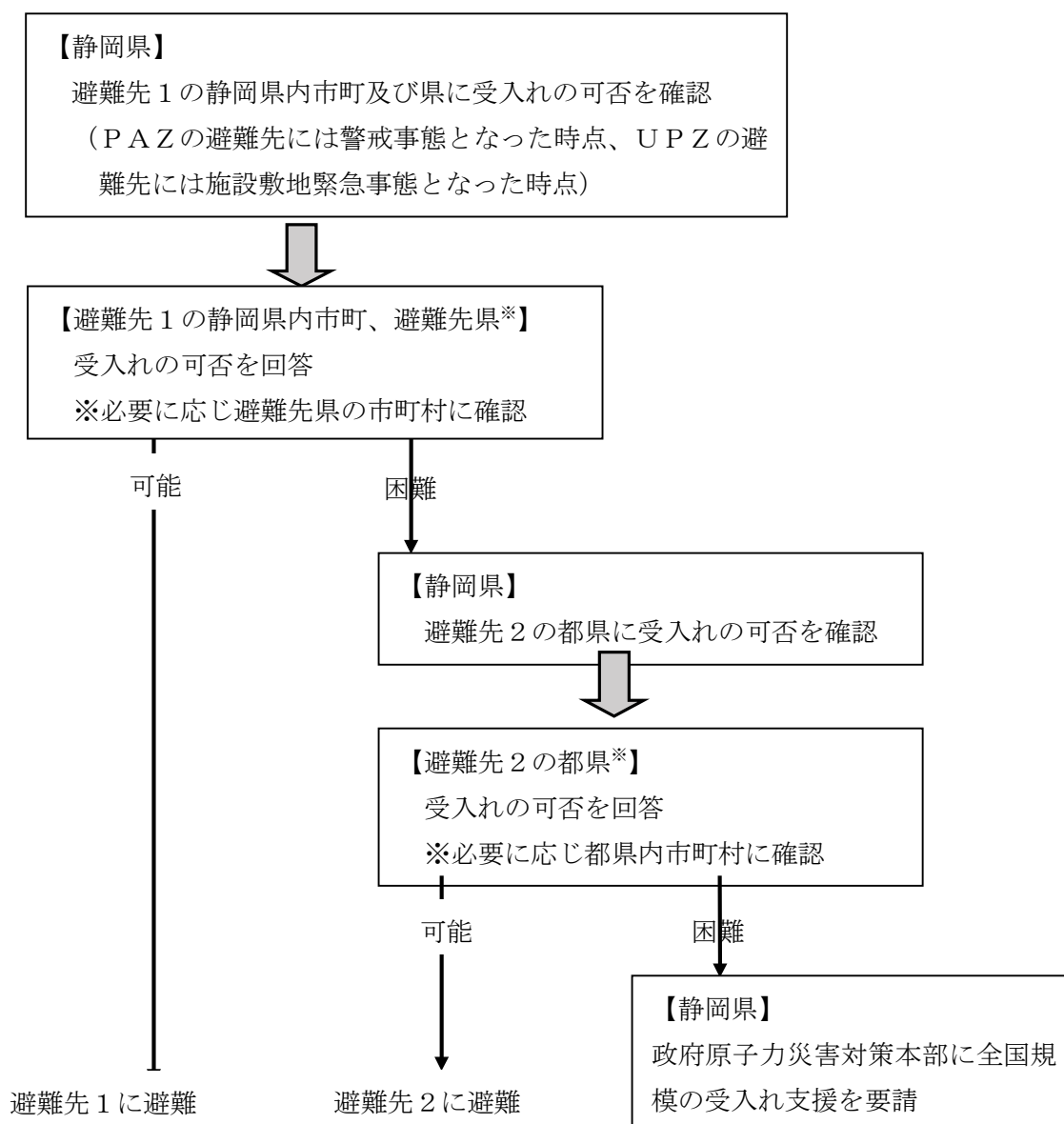
### (3) 避難先確認の手順

避難の際には、静岡県が、避難先1の県内市町及び県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、避難先1に係る県、市町村が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、避難先2に示す都県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、避難先1、避難先2とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

図3 避難先確認の手順



#### (4) 避難先に示している留意点

県は、避難先の県内市町、周辺都県・市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- ① 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐものとする。
- ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3m<sup>2</sup>（有効面積）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する（避難者が調達する、避難元市町が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村が協力した場合、避難元で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

## 4 避難経路

### (1) 主な避難経路

避難元市町から避難先への主な避難経路は、表8の経路が想定される。避難の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機関と調整の上、決定する。

### (2) 避難元市町内の避難経路

避難元市町内の避難経路は、バス等による避難のための一時集合場所とともに、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

なお、一時集合場所選定において考慮すべき事項を以下に示す。

- 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備(トイレ等)を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること
- コンクリート造の屋内施設を有することが望ましい（特に発電所から近い地域）

表8 主な避難経路

避難元市町	想定される主な避難経路 (避難元市町～避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される主な避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先
島田市	県道 63・77 号→県道 263 号	川根本町内公共施設	県道 263 号→国道 362 号	静岡県内（川根本町、静岡市）【避難先 1】
	東名高速 新東名高速 国道 1 号	日本坂 P A、日本平 P A、藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A、うぐいす P A、県工業技術研究所	東名高速 新東名高速 国道 1 号 東駿河湾環状道路・修善寺道路 国道 135 号、136 号	静岡県内（静岡市、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）【避難先 1】
			東名、新東名高速→国道 52 号・中部横断道→中央道	東京都【避難先 2】
藤枝市	東名高速 新東名高速 国道 1 号		東名高速 新東名高速 国道 1 号	神奈川県【避難先 1】
		東名、新東名高速→国道 52 号・中部横断道→中央道→圏央道 東名、新東名高速→国道 52 号・中部横断道→国道 140 号	埼玉県【避難先 2】	
焼津市	東名高速 新東名高速 国道 1 号		東名高速 新東名高速 国道 1 号	静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）、神奈川県【避難先 1】
	国道 150 号		東名、新東名高速→国道 52 号・中部横断道→中央道→圏央道	埼玉県【避難先 2】

避難元 市町	想定される主な避難経路 (避難元市町～ 避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される主な避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先
吉田町	東名高速 新東名高速 国道 150 号	日本坂 P A、日本平 P A、 藤枝 P A、静岡 S A、清 水 P A、うぐいす P A、 県工業技術研究所	東名高速 新東名高速 国道 1 号	静岡県内（静岡市、富士宮市）【避難先 1】
			東名、新東名高速→国道 52 号・中部横断道 →中央道→圏央道→関越道	群馬県【避難先 2】
牧之原市	東名高速 新東名高速 国道 150 号 国道 473 号		東名、新東名高速→国道 52 号・中部横断道	山梨県【避難先 1】
			東名、新東名高速→国道 52 号・中部横断道 →中央道→長野道→上信越道	長野県、群馬県【避難先 2】
御前崎市	東名高速 新東名高速 国道 1 号 国道 150 号	遠州豊田 P A、三方原 P A、浜名湖 S A、航空自 衛隊浜松基地、遠州森町 P A、浜松 S A、竜洋海 洋公園、	(浜松市内の道路)	静岡県内（浜松市）【避難先 1】
	東名高速 新東名高速 国道 1 号 ----- 東名高速 新東名高速 国道 150 号 国道 473 号		東名高速→東海環状道→中央道→長野道 ----- 新東名高速→東海環状道→中央道→長野道 新東名高速→三遠南信道・国道 151 号→中央 道→長野道	長野県【避難先 2】



避難元 市町	想定される主な避難経路 (避難元市町～ 避難退域時検査場所)	主な避難退域時検査場所	想定される主な避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先
菊川市	東名高速 国道 150 号	遠州豊田 P A、三方原 P A、浜名湖 S A、航空自衛隊浜松基地、遠州森町 P A、浜松 S A、竜洋海洋公園	東名高速 東名高速→国道 301 号 国道 1 号	静岡県内（浜松市、湖西市） 愛知県【避難先 1】
			東名高速→名神高速→東海北陸道 東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名高速→名神高速→北陸道	富山県【避難先 2】
掛川市	東名高速 新東名高速 国道 1 号 国道 150 号		東名高速 新東名高速	愛知県【避難先 1】
			東名、新東名高速→名神高速→東海北陸道 東名、新東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名、新東名高速→名神高速→北陸道	富山県【避難先 2】
袋井市	東名高速 新東名高速 国道 1 号 国道 150 号 県道 61 号		東名高速→伊勢湾岸道→東名阪道→伊勢道 →紀勢道 東名高速→伊勢湾岸道 新東名高速→東名高速→名古屋第二環状道 →東名阪道→伊勢道→紀勢道 新東名高速→東名高速→名古屋第二環状道 →東名阪道	三重県【避難先 1】
			東名、新東名高速→名神高速→東海北陸道 東名、新東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名、新東名高速→名神高速→北陸道	福井県【避難先 2】

避難元 市町	想定される主な避難経路 (避難元市町～ 避難退域時検査場所)	主な避難退域時検査場所	想定される主な避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先
磐田市	東名高速 新東名高速 国道1号 国道150号 県道40号、61号	遠州豊田PA、三方原PA、 浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地、 遠州森町PA、浜松SA、竜洋海 洋公園	東名、新東名高速→名神高速→東海北陸道 東名、新東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名、新東名高速→東海環状道→中央道	岐阜県【避難先1】
			東名、新東名高速→名神高速→東海北陸道 東名、新東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名、新東名高速→名神高速→北陸道	石川県【避難先2】
森町	森町内の道路	森町内公共施設	(森町内の道路)	静岡県内(森町内)【避難先1、2】

## 5 避難手段

### (1) 主な避難手段

避難手段は、原則として、自家用車とする。この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

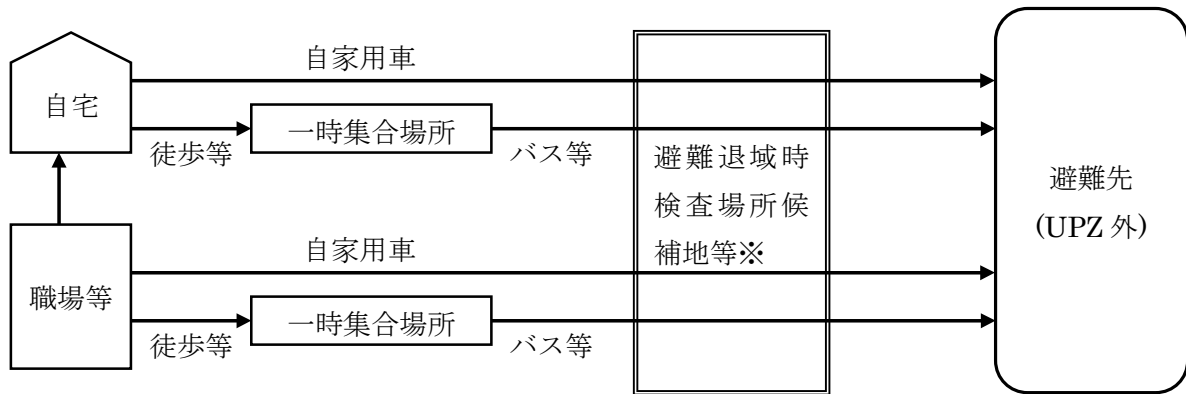
自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を行う。

### (2) 避難手段の確保

県及び避難元市町は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。

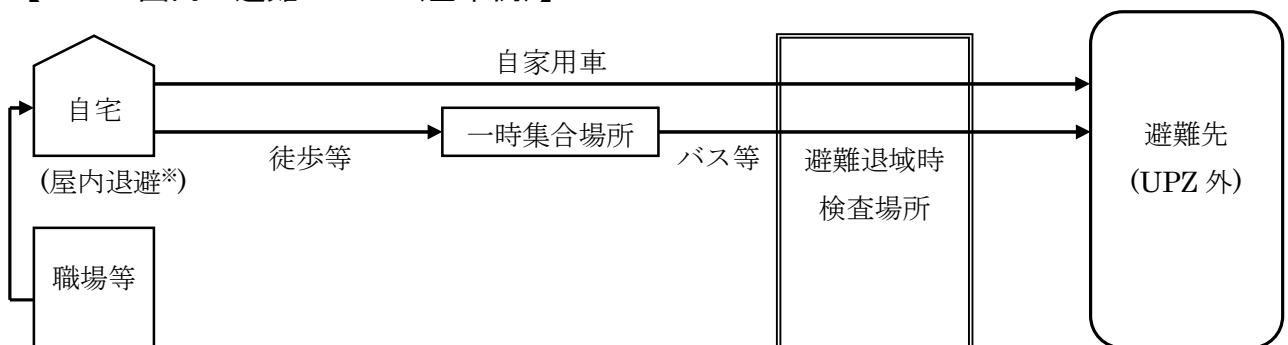
バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

#### 【PAZ圏内の避難フロー（基本例）】



※県が、避難退域時検査場所候補地等において、放射性物質の放出前に避難した旨の証明書（放射性物質放出前避難証明書）を発行する。

#### 【UPZ圏内の避難フロー（基本例）】



※ 原則として、全面緊急事態に、自宅に戻り屋内退避をする。

## 6 避難退域時検査及び簡易除染

### (1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、UPZの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。現時点の候補箇所は表9のとおり。

表9 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所

避難方向	避難経路	候補箇所	備考
東方	東名高速道路	日本坂PA、日本平PA	
	新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA	
	国道1号	うぐいすPA、県工業技術研究所	
	国道150号	(調整中)	
	川根本町内	町内公共施設	
西方	東名高速道路	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA、航空自衛隊浜松基地	
	新東名高速道路	遠州森町PA、浜松SA	
	国道1号	(調整中)	
	国道150号	竜洋海洋公園	
	県道	(調整中)	
	森町内	町内公共施設	

### (2) 実施方法

県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁[放射線防護企画課](#)、平成29年1月30日）に準拠し、車両用ゲート型モニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（OIL4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書（避難退域時検査済証）を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、別途、実施要領を定めるものとする。

## 7 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用することに留意の上、県及び関係市町は、原則として、以下により安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。

### (1) P A Z 圏内

県及び関係市は、全面緊急事態に至った時点で、原則として国の指示に基づき、直ちに安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、3歳未満の乳幼児及び当該乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

### (2) U P Z 圏内

全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要かを判断する。県及び関係市町は、原則として国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

## 8 避難経由所

広域避難は、不慣れな地域への長距離の移動が必要となる場合が想定されることから、避難住民が混乱なく、迅速に避難できる体制づくりが求められる。また、原子力災害、複合災害の影響を受けていない避難先の地域にとって、広域避難の受入が過大な負担とならないよう配慮する必要がある。

このため、避難先の地域の実情に応じて、原子力災害に係る広域避難計画に基づき避難者が避難する際に、第一目的地となり、且つ、避難者に避難所を案内する場所として、避難経由所を設置する。

なお、避難経由所を設置する場合、具体的な所在地や施設名等については、避難先の地域と協議のうえ、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

## 9 要配慮者等の避難等

### (1) 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

#### 1) 施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）の範囲にある病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

##### ○PAZにある病院等

病院等は、表5にある警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

病院等は、表5にある施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、避難体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

##### ○UPZにある病院等

病院等は、表5にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### 2) 避難先の確保

PAZ内にある病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び避難元市は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等と調整の上、あらかじめ定めることとする。

UPZ内にある病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び避難元市町は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

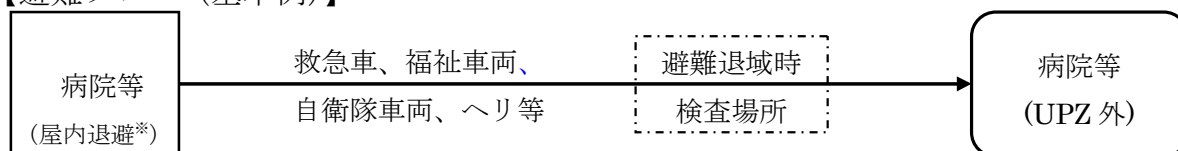
避難元市町は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

#### 3) 避難手段の確保

避難を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、避難元市町に避難手段の確保を要請し、避難元市町は県へ要請する。

避難元市町及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

### 【避難フロー（基本例）】



※避難指示又は一時移転が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

## (2) 社会福祉施設(入所型)(以下、「入所施設」という。)の入所者の避難等

### 1) 施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）の範囲にある入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

#### ○PAZにある施設

入所施設は、表5にある警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入所施設は、表5にある施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### ○UPZにある施設

入所施設は、表5にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

### 2) 避難先の確保

PAZ内にある入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び避難元市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設と調整の上、あらかじめ定めることとする。

UPZ内にある入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び避難元市町は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入を要請し、避難準備を整えるものとする。

避難元市町は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

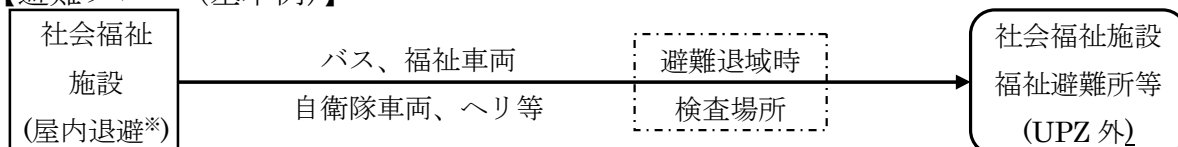


### 3) 避難手段の確保

避難を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、避難元市町に避難手段の確保を要請し、避難元市町は県へ要請する。

避難元市町及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

#### 【避難フロー（基本例）】



※避難指示又は一時移転の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

### (3) 社会福祉施設（通所施設）（以下、「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）の範囲にある通所施設の利用者の避難等は以下のとおり行うものとする。

#### ○PAZにある施設

通所施設は、表5にある警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、サービスを中止し、家族への引渡しを行う。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、避難の準備を始める。

施設に利用者等がいる時点で表5の施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### ○UPZにある施設

通所施設は、表5にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

### (4) 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表6及び表7に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、避難元県及び市町は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

#### (5) 学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

P A Z、U P Zそれぞれの防護措置の特徴を勘案し、県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等について定めるものとする。

##### ○ P A Zにある学校等

警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置き、教職員とともに市町が指定する一時集合場所への移動準備を開始する。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させる。市町から避難指示が出た時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

##### ○ U P Zにある学校等

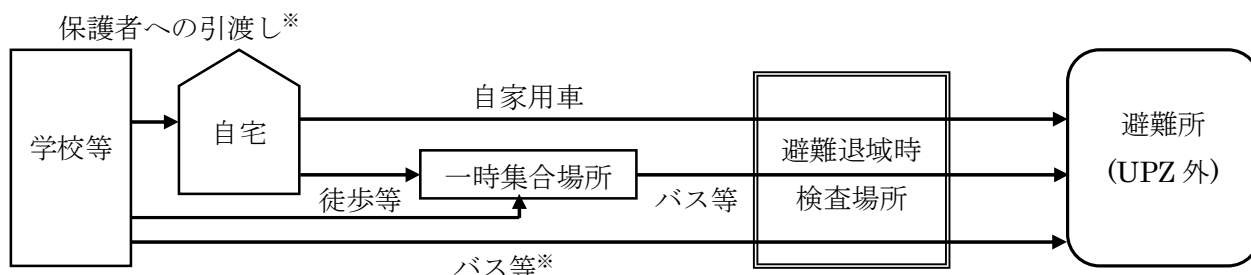
警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市町から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

#### 【学校等の避難フロー（P A Z・U P Z共通）（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

#### (6) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ・ 県と避難元市町は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。
- ・ 県と避難元市町は、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、原子力災害対策重点区域外への退避を求める。

#### (7) 外国人への配慮

県は、国、避難元市町と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

#### (8) 屋内退避施設等の放射線防護対策

原子力災害時に早期の避難が困難な要配慮者の屋内退避施設や、市町災害対策拠点施設について、放射性物質の侵入を防護するための設備（窓の気密化、空気中の放射性物質の除去、フィルターの設置等）の設置を進めている。現在、表10の施設について放射線防護対策が実施されており、引き続き、必要な施設について整備を進めていく。

表10 放射線防護施設

施設の種類	施設名	施設管理者	所在地
病院	市立御前崎総合病院	御前崎市	御前崎市池新田 2060
社会福祉施設等	東海清風園	社会福祉法人賛育会	御前崎市池新田 4094
社会福祉施設等	灯光園	社会福祉法人御前崎厚生会	御前崎市御前崎 35-37
社会福祉施設等	介護老人保健施設はるかぜ	医療法人社団あけぼの	牧之原市菅ヶ谷 1240-1
社会福祉施設等	養護老人ホーム相寿園	相寿園管理組合	牧之原市菅ヶ谷 1042
社会福祉施設等	和松会デイサービスセンター	社会福祉法人和松会	菊川市猿渡 260-1
社会福祉施設等	御前崎市総合保健福祉センター	御前崎市	御前崎市池新田 2070
社会福祉施設等	御前崎ふれあい福祉センターなごみ	御前崎市	御前崎市白羽 5402-10
社会福祉施設等	ナーシングホーム静養館御前崎オーシャンビュー	株式会社グリーンランド	御前崎市御前崎 32-20
公民館（避難所）	白羽地区センター	御前崎市	御前崎市白羽 5403-20
公民館（避難所）	小笠南地区コミュニティセンター	菊川市	菊川市高橋字谷田 3669-1

公民館（避難所）	嶺田地区コミュニティセンター	菊川市	菊川市嶺田 1273
公民館（避難所）	佐倉地区センター	御前崎市	御前崎市佐倉 3617-1
体育館（避難所）	比木体育館	御前崎市	御前崎市比木 2836-5
体育館（避難所）	高松体育館	御前崎市	御前崎市門屋 2060-2
体育館（避難所）	朝比奈体育館	御前崎市	御前崎市朝比奈 2681-
体育館（避難所）	新野体育館	御前崎市	御前崎市新野 789-1
体育館（避難所）	御前崎小学校体育館	御前崎市	御前崎市御前崎市 3556
体育館（避難所）	菅山小学校体育館	牧之原市	牧之原市西山寺 6-1
体育館（避難所）	御前崎中学校体育館	牧之原市	牧之原市新庄 800-1
体育館（避難所）	白羽小学校体育館	御前崎市	御前崎市白羽 3521-3
体育館（避難所）	相良 B & G 海洋センター	牧之原市	牧之原市波津 572
放射線防護施設	地頭方原子力防災センター	牧之原市	牧之原市新庄 297-1
放射線防護施設	<a href="#">相良原子力防災センター</a>	<a href="#">牧之原市</a>	<a href="#">牧之原市須々木 150</a>
災害対策拠点兼避難施設	御前崎市役所西館	御前崎市	御前崎市池新田 5585
災害対策拠点兼避難施設	掛川市大東支所	掛川市	掛川市三俣 620
災害対策拠点	牧之原消防署	静岡市消防局	牧之原市波津 191-1
災害対策拠点	御前崎市消防庁舎	御前崎市	御前崎市池新田 5151-1

## 10 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

### (1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- 避難退域時検査及び簡易除染の検査場所候補施設の拡充及び実施体制の確立
- 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、全国規模のバスの確保等）
- 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- 津波で避難している住民の避難等についての検討

- 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- 家畜、ペットについての検討
- U P Z外の屋内退避、一時移転等についての検討
- 予測的手法の活用を検討

## (2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- 避難元市町の避難計画策定の支援（県内外避難先との詳細協議、協定等の締結を含む）
- 避難先の体制構築への支援（行政機能の移転、避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先市町村の求償方法等）
- 緊急時のU P Zにおける安定ヨウ素剤の効率的な配布
- 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討等を含む）
- 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係

	法令・指針・計画	実施要領、マニュアル等	総合的とりまとめ
国	<p>災害対策基本法</p> <p>原子力災害対策特別措置法</p> <p>防災基本計画原子力災害対策編</p> <p>原子力災害対策指針</p> <p>関係省庁防災業務計画</p>	<p>原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）</p> <p>原子力緊急事態等現地対応マニュアル（浜岡オフサイトセンター）</p>	<p>浜岡地域の緊急時対応（内閣府、浜岡地域原子力防災協議会）</p>
県	<p>静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>浜岡地域原子力災害広域避難計画</p> <p>静岡県緊急時モニタリング計画</p>	<p>静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領</p> <p>避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領</p> <p>住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」</p> <p>安定ヨウ素剤取扱いマニュアル</p> <p>緊急被ばく医療活動実施要領</p> <p>学校等の避難計画策定マニュアル → A</p> <p>病院の避難計画策定マニュアル → B</p> <p>社会福祉施設の避難計画策定マニュアル → C</p> <p>緊急時モニタリング実施要領</p>	
避難元市町	<p>市町地域防災計画原子力災害対策編</p> <p>市町原子力災害広域避難計画</p>	<p>市町原子力災害（警戒）対策本部運営要領 等</p>	
施設	<p>→ A 各学校等の避難計画</p> <p>→ B 各病院の避難計画</p> <p>→ C 各社会福祉施設の避難計画</p>		

別図2 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ





別表1 UPZの避難単位の名称と空間放射線量率の測定候補地点

※1 令和3年4月1日現在、※2 A：空間放射線量率の測定候補地点 B：追加地点又はA地点のバックアップ

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
牧之原市	1	菅山（すげやま）	<u>922</u>	<u>2,423</u>	牧之原	1	A	油田の里公園	牧之原市菅ヶ谷 2525-1
					牧之原	1	B	菅山小学校	牧之原市西山寺-1
	2	大江（おおえ） 片浜（かたはま）	<u>1,002</u>	<u>2,528</u>	牧之原	2	A	大江区民会館	牧之原市大江 530-1
					牧之原	2	B	片浜小学校	牧之原市片浜 1210
	3	西萩間（にしはぎま） 東萩間（ひがしはぎま）	<u>250</u>	<u>677</u>	牧之原	3	A	萩間保育園	牧之原市西萩間 889
					牧之原	3	B	東萩間公会堂	牧之原市東萩間 433-3
	4	白井（しらい）・中里（なかざと）・神寄（かみより）	<u>817</u>	<u>2,180</u>	牧之原	4	A	萩間小学校局	MP-17（固定局）
					牧之原	4	B	大寄公民館	牧之原市大寄 356-5
	5	川崎（かわさき） 静波（しずなみ）	<u>3,391</u>	<u>8,566</u>	牧之原	5	A	川崎コミュニティ防災センター	牧之原市勝俣 1212
					牧之原	5	B	榛原中学校	牧之原市仁田 100-1
	6	牧之原榛原（まきのほら はいばら） 牧之原相良（まきのほら さがら）	<u>901</u>	<u>2,486</u>	牧之原	6	A	牧之原小学校	牧之原市東萩間 2082-13
					牧之原	6	B	牧之原コミュニティセンター	牧之原市布引原 256-4

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
牧之原市	7	勝間田（かつまた）	<u>814</u>	<u>2,436</u>	牧之原	7	A	勝間田小学校	牧之原市勝間 588-3
					牧之原	7	B	切山下農業研修センター	牧之原市切山 415
	8	坂部（さかべ）	<u>837</u>	<u>2,251</u>	牧之原	8	A	富士山静岡空港局	MP-24（固定局）
					牧之原	8	B	坂部小学校	牧之原市坂部 468-1
	9	細江（ほそえ）	<u>3,225</u>	<u>7,935</u>	牧之原	9	A	細江小学校	牧之原市細江 1260
					牧之原	9	B	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1
吉田町	1	住吉(すみよし)、片岡(かたおか)	<u>6,255</u>	<u>15,699</u>	吉田	1	A	吉田町役場局	MP-18（固定局）
	2	北区(きたく)	<u>2,945</u>	<u>7,336</u>	吉田	2	A	自彊小学校	吉田町神戸 1748-2
	3	川尻(かわしり)	<u>2,513</u>	<u>6,075</u>	吉田	3	A	町立すみれ保育園	吉田町川尻 791

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地	
焼津市	1	相川（あいかわ）自治会、西島（にしじま）自治会、上泉（かみいずみ）自治会、下江留（しもえどめ）自治会、上新田（かみしんでん）自治会、つつじ平（だいら）自治会	<u>2,553</u>	<u>6,664</u>	焼津	1	A	大井川河川敷運動公園陸上競技場管理棟	焼津市西島 538	
					焼津	1	B	大井川西小学校	焼津市上泉 1688-1	
	2	中島（なかじま）自治会、飯淵（はぶち）自治会、利右衛門（りえもん）自治会、吉永（よしなが）自治会、高新田（たかしんでん）自治会	<u>3,410</u>	<u>8,287</u>	焼津	2	A	大井川南小学校	焼津市吉永 490	
					焼津	2	B	大井川南幼稚園	焼津市吉永 334-2	
	3	宗高（むなだか）自治会、上小杉（かみこすぎ）自治会、藤守（ふじもり）自治会、下小杉（しもこすぎ）自治会	<u>2,459</u>	<u>6,288</u>	焼津	3	A	焼津市大井川庁舎北局	MP-26（固定局）	
					焼津	3	B	大井川東小学校	焼津市宗高 428	
	4	大富（おおとみ）第18自治会、大富第19自治会、大富第20自治会	<u>8,856</u>	<u>21,694</u>	焼津	4	A	大富小学校	焼津市中根新田 637	
					焼津	4	B	大富中学校	焼津市中根 1-1	

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
焼津市	5	和田(わだ)第21自治会、 和田第22自治会、港(み など)第23自治会	<u>6,688</u>	<u>15,162</u>	焼津	5	A	和田小学校	焼津市田尻 541
					焼津	5	B	さくら保育園	焼津市北新田 378-1
	6	豊田(とよだ)第8自治 会、豊田第9自治会、豊 田第10自治会、小川(こ がわ)第11自治会、小川 第12自治会、小川第13 自治会、港第14自治会、 焼津第1自治会、焼津第 2自治会	<u>22,623</u>	<u>51,831</u>	焼津	6	A	焼津市消防防災センター	焼津市石津 728-2
					焼津	6	B	小川公民館	焼津市小川 2724-1
	7	焼津第3自治会、焼津第 4自治会、焼津第5自治 会、焼津第6自治会、焼 津第7自治会	<u>8,480</u>	<u>18,337</u>	焼津	7	A	焼津西小学校	焼津市塩津 117-1
					焼津	7	B	大村中学校	焼津市大村 3-25-1
	8	東益津(ひがしましづ) 第15自治会、東益津第16 自治会、東益津第17自治 会	<u>3,913</u>	<u>9,090</u>	焼津	8	A	東益津小学校	焼津市石脇上 65
					焼津	8	B	坂本コミュニティ防災センター	焼津市坂本 971-5

避難単位	避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
	避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地	
藤 枝 市	1	大洲（おおす）地区	<u>3,493</u>	<u>8,911</u>	藤枝	1	A	<u>大洲中学校</u>	<u>藤枝市弥左衛門 500</u>
					藤枝	1	B	藤枝市民大洲温水プール	藤枝市善左衛門 1-11-1
	2	青島南（あおじまみなみ） 地区	<u>9,341</u>	<u>21,945</u>	藤枝	2	A	藤枝総合庁舎局	MP-28（固定局）
					藤枝	2	B	青島南地区交流センター	藤枝市青葉町 3-7-30
	3	青島北（あおじまきた） 地区	<u>8,829</u>	<u>20,344</u>	藤枝	3	A	青島北地区交流センター	藤枝市南新屋 14-1
					藤枝	3	B	サンライフ藤枝	藤枝市小石川町 4-1-11
	4	高洲（たかす）地区	<u>10,324</u>	<u>24,845</u>	藤枝	4	A	高洲地区交流センター	藤枝市高柳 4-9-13
					藤枝	4	B	志太広域事務組合高柳清掃工場	藤枝市高柳 2338-1
	5	稲葉（いなば）地区	<u>1,154</u>	<u>2,971</u>	藤枝	5	A	稲葉地区交流センター	藤枝市寺島 851
					藤枝	5	B	藤枝市し尿中継地点	藤枝市谷稲葉 2-1
	6	藤枝（ふじえだ）地区	<u>8,677</u>	<u>20,563</u>	藤枝	6	A	藤枝市役所	藤枝市岡出山 1-11-1
					藤枝	6	B	藤枝総合運動公園	藤枝市原 100
	7	西益津（にしましづ）地 区	<u>3,985</u>	<u>9,518</u>	藤枝	7	A	<u>静岡県立藤枝西高等学校防災倉 庫</u>	<u>藤枝市城南 2-4-6</u>
					藤枝	7	B	藤枝市浄化センター	藤枝市城南 3-2-1

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
島田市	1	金谷南 (かなやみなみ)	<u>3,197</u>	<u>8,136</u>	島田	1	A	ふじのくに茶の都ミュージアム	島田市金谷富士見町 3053-2
					島田	1	B	菊川の里会館	島田市菊川 643-2
	2	湯日 (ゆい)	<u>367</u>	<u>976</u>	島田	2	A	湯日小学校	島田市湯日 564
					島田	2	B	鎌塚集会所	島田市湯日 2156-1
	3	初倉 (はつくら)	<u>4,829</u>	<u>11,884</u>	島田	3	A	初倉南小学校	島田市南原 10
					島田	3	B	谷口公民館	島田市阪本 4052-1
	4	島田西 (しまだにし)	<u>9,436</u>	<u>22,984</u>	島田	4	A	島田第三小学校	島田市南 1 丁目 10-1
					島田	4	B	河原町公会堂	島田市河原 1 丁目 15-20
	5	島田東・六合 (しまだひがし・ろくごう)	<u>9,815</u>	<u>24,688</u>	島田	5	A	六合中学校	島田市道悦 2 丁目 25-1
					島田	5	B	六合東小学校	島田市東町 1200
	6	金谷北 (かなやきた)	<u>3,412</u>	<u>8,914</u>	島田	6	A	島田市役所金谷庁舎	島田市金谷代官町 3400
					島田	6	B	五和小学校	島田市牛尾 435
	7	伊太 (いた)	<u>653</u>	<u>1,596</u>	島田	7	A	伊太小学校	島田市伊太 1314
	8	島田北・大津 (しまだきた・おおつ)	<u>3,912</u>	<u>9,477</u>	島田	8	A	島田市中央公園局	MP-25
島田					8	B	島田市役所	島田市中央町 1-1	
9	大代 (おおじろ)	<u>223</u>	<u>665</u>	島田	9	A	大代公民館	島田市大代 880-2	

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
島田市	10	北五和（きたごか）	<u>117</u>	<u>278</u>	島田	10	A	北五和会館	島田市福用 175-1
	11	神座・鶴網・伊久美 （かんざ・うあみ・いくみ）	<u>565</u>	<u>1,598</u>	島田	11	A	神座小学校	島田市神座 1444
					島田	11	B	野外活動センター山の家	島田市身成 48-3
12	相賀（おおか）	<u>335</u>	<u>866</u>	島田	12	A	相賀小学校	島田市相賀 875	
菊川市	1	小笠南（おがさみなみ） 地区	<u>1,033</u>	<u>2,949</u>	菊川	1	A	学校法人南稜学園菊川南稜高校	菊川市河東 5442-5
					菊川	1	B	小笠南地区コミュニティセンター（通称：みなみやま会館）	菊川市高橋 3669-1
	2	小笠東（おがさひがし） 地区（布引原（ぬのひきばら）、 丹野（たんの）及び古谷（ふるや） を除く）	<u>1,388</u>	<u>3,425</u>	菊川	2	A	小笠支所局	MP-14（固定局）
					菊川	2	B	小笠東地区コミュニティセンター（通称：くすりん）	菊川市川上 1371-2
	3	布引原（ぬのひきばら）、丹野（たんの）、古谷（ふるや）	<u>252</u>	<u>836</u>	菊川	3	A	丹野公民館	菊川市丹野 466-10
					菊川	3	B	布引原南公民館	菊川市赤土 2250-1
	4	横地（よこじ）地区 嶺田（みねだ）地区 平川（ひらかわ）地区	<u>3,738</u>	<u>9,659</u>	菊川	4	A	菊川市消防本部	菊川市東横地 385
					菊川	4	B	市営保養センター小菊荘	菊川市大石 88
5	加茂（かも）地区 内田（うちだ）地区	<u>3,838</u>	<u>9,955</u>	菊川	5	A	内田地区センター	菊川市下内田 1730	
				菊川	5	B	加茂地区センター	菊川市加茂 5112	

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
菊川市	6	六郷（ろくごう）地区	<u>4,125</u>	<u>9,969</u>	菊川	6	A	菊川市役所局	MP-16（固定局）
					菊川	6	B	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632
	7	西方（にしかた）地区 町部（ちょうぶ）地区	<u>2,582</u>	<u>6,375</u>	菊川	7	A	西方地区センター	菊川市西方 2300-1
	8	河城（かわしろ）地区	<u>1,573</u>	<u>4,552</u>	菊川	8	A	河城地区センター	菊川市吉沢 451-1
菊川					8	B	上倉沢公民館	菊川市倉沢 1121-1	
掛川市	1	千浜（ちはま）地区、睦浜（むつはま）地区、大坂（おおさか）地区、中（なか）地区	<u>4,942</u>	<u>12,935</u>	掛川	1	A	大東支所局	MP-13（固定局）
					掛川	1	B	中小学校	掛川市中 3080
	2	大淵（おおぶち）地区	<u>1,186</u>	<u>3,141</u>	掛川	2	A	大淵小学校	掛川市大淵 5602
					掛川	2	B	東大谷公民館	掛川市大淵 11420-1
	3	佐東（さづか）地区、土方（ひじかた）地区	<u>2,058</u>	<u>5,831</u>	掛川	3	A	大東北公民館	掛川市下土方 267-1
					掛川	3	B	佐東小学校	掛川市小貫 1474



避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
掛川市	4	大須賀第一（おおすかだ いいち）地区、 大須賀第二（おおすかだ いに）地区、 大須賀第三（おおす かだいさん）地区	<u>2,857</u>	<u>7,315</u>	掛川	4	A	大須賀支所局	MP-15（固定局）
					掛川	4	B	宗教法人三五教 <small>テオソフィ</small>	
	5	上内田（かみうちだ）地 区、 南郷地区（なんごう）	<u>3,626</u>	<u>8,759</u>	掛川	5	A	上内田小学校	掛川市上内田 3325
					掛川	5	B	県立掛川工業高校	掛川市葵町 15-1
	6	掛川第五（かけがわだい ご）地区、 曾我（そが）地区	<u>5,213</u>	<u>11,706</u>	掛川	6	A	掛川市役所局	MP-21（固定局）
					掛川	6	B	曾我小学校	掛川市領家 384
	7	西南郷（にしなんごう） 地区、 掛川第一（かけがわだい いち）地区、 掛川第二（かけがわだい いに）地区、 掛川第三（かけがわだい さん）地区、 掛川第四（かけがわだい よん）地区	<u>6,741</u>	<u>15,333</u>	掛川	7	A	第一小学校	掛川市掛川 1108-1
					掛川	7	B	県立掛川東高校	掛川市南西郷 1357

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
掛川市	8	西山口（にしやまぐち）地区	<u>3,463</u>	<u>8,535</u>	掛川	8	A	西山口小学校	掛川市成滝 145
					掛川	8	B	22世紀の丘公園	掛川市満水 1652
	9	東山口（ひがしやまぐち）地区	<u>1,030</u>	<u>2,753</u>	掛川	9	A	栄川中学校	掛川市本所 538
	10	日坂（にっさか）地区、 東山（ひがしやま）地区	<u>493</u>	<u>1,416</u>	掛川	10	A	日坂小学校	掛川市大野 3-1
					掛川	10	B	東山地域生涯学習センター	掛川市東山 1265-1
	11	和田岡（わだおか）地区	<u>1,042</u>	<u>2,875</u>	掛川	11	A	和田岡小学校	掛川市吉岡 639-2
	12	原谷（はらや）地区	<u>1,454</u>	<u>3,785</u>	掛川	12	A	原谷小学校	掛川市本郷 561-1
	13	桜木（さくらぎ）地区	<u>4,478</u>	<u>11,542</u>	掛川	13	A	桜木小学校	掛川市下垂木 1472-1
					掛川	13	B	桜が丘中学校	掛川市富部 716
	14	西郷（さいごう）地区	<u>2,534</u>	<u>6,707</u>	掛川	14	A	西郷小学校	掛川市上西郷 2606-2
					掛川	14	B	北中学校	掛川市上西郷 220-2
	15	城北（じょうほく）地区、 栗本（あわもと）地区	<u>4,040</u>	<u>9,987</u>	掛川	15	A	城北小学校	掛川市水垂 178
					掛川	15	B	初馬公民館	掛川市初馬 2045-2
	16	原田（はらだ）地区	<u>499</u>	<u>1,437</u>	掛川	16	A	原田小学校	掛川市原里 1623-1
掛川					16	B	原野谷中学校	掛川市寺島 15	
17	原泉（はらいずみ）地区	<u>175</u>	<u>439</u>	掛川	17	A	さくら咲く学校	掛川市萩間 423	
18	倉真（くらみ）地区	<u>544</u>	<u>1,447</u>	掛川	18	A	倉真小学校局	MP-23（固定局）	

避難単位	避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
	避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地	
磐田市	1	豊浜（とよはま）、福田中（ふくでなか）（旧福田東）、福田南（ふくでみなみ）地区	<u>3,305</u>	<u>8,127</u>	磐田	1	A	豊浜交流センター	磐田市豊浜 2921-1
	2	福田北部（ふくでほくぶ）、福田中（ふくでなか）（旧福田西、旧中島）地区	<u>2,941</u>	<u>7,342</u>	磐田	2	A	福田支所局	MP-19(固定局)
						2	B	福田屋内スポーツセンター	磐田市南島 393-1
	3	西貝（にしかい）、御厨（みくり）、南御厨（みなみみくり）地区	<u>5,521</u>	<u>13,365</u>	磐田	3	A	南御厨交流センター	磐田市東新屋 613
					磐田	3	B	東部小学校	磐田市東貝塚 206
	4	田原地区（たはら）	<u>1,914</u>	<u>4,445</u>	磐田	4	A	中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝 59-1
5	福田西部（ふくでせいぶ）、長野（ながの）（鮫島）、於保（おほ）（浜部）地区	<u>960</u>	<u>2,375</u>	磐田	5	A	福田健康福祉会館	磐田市宇兵新田 186-1	
6	於保（おほ）（大和田・上大原・中大原・下大之郷・川成）天竜（てんりゅう）（豊島・北島・千手堂・万正寺・中野・上大之郷・下岡田・上岡田・中野団地）地区	<u>4,390</u>	<u>10,067</u>	磐田	6	A	大原排水機場	磐田市大原 1980-2	

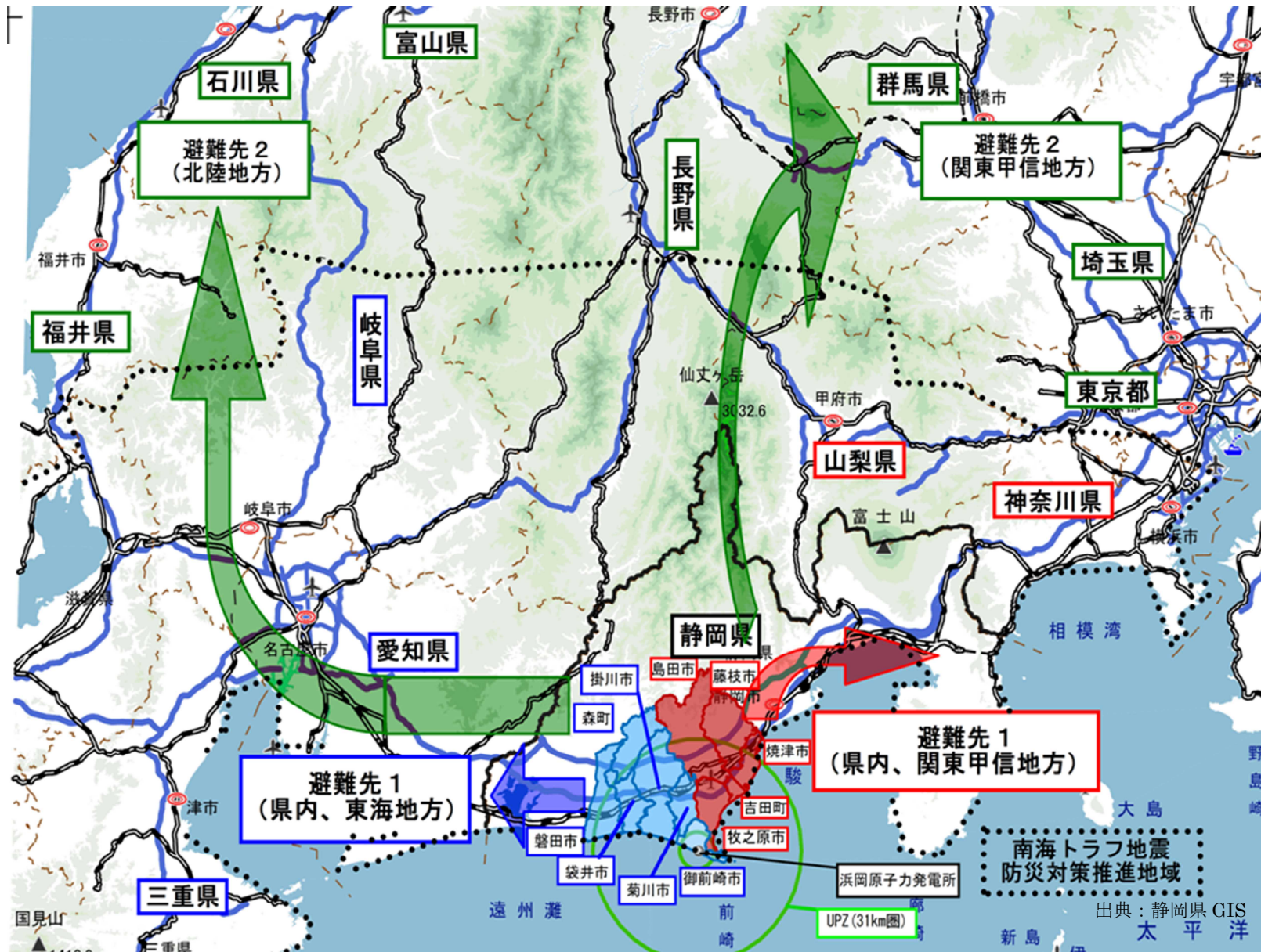
避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
磐 田 市	7	向笠(むかさ)(向笠西・篠原・岩井・向笠西原・岩井原)地区	<u>776</u>	<u>1,852</u>	磐田	7	A	桶ヶ谷沼ビジターセンター	磐田市岩井 315
					磐田	7	B	上水道中区浄水場	磐田市向笠西 676-8
	8	中泉(なかいずみ)、今之浦(いまのうら)、天竜(天龍)(てんりゅう)地区	<u>10,221</u>	<u>21,939</u>	磐田	8	A	今之浦第1ポンプ場	磐田市今之浦一丁目 12
					磐田	8	B	中泉交流センター	磐田市中泉 2404-1
	9	竜洋東(りゅうようひがし)、竜洋西(りゅうようにし)(金洗)、竜洋北(りゅうようきた)(平間・ニュータウン・あおば)地区	<u>2,495</u>	<u>6,040</u>	磐田	9	A	竜洋昆虫自然観察公園	磐田市大中瀬 320-1
					磐田	9	B	竜洋東小学校	磐田市中平松 23
	10	見付地区(みつけ)	<u>10,318</u>	<u>24,362</u>	磐田	10	A	中遠総合庁舎局	MP-27(固定局)
					磐田	10	B	富士見小学校	磐田市富士見町 4-9-5
	11	向笠(むかさ)(笠梅・向笠新屋・向笠竹之内・笠梅原・新屋原・竹之内原)地区	<u>711</u>	<u>1,875</u>	磐田	11	A	向笠小学校	磐田市向笠竹之内 391-6
					磐田	11	B	向陽中学校	磐田市向笠竹之内 1162-1
	12	長野(ながの)(小島・野箱・白拍子・草崎・前野・新島・長須賀・形部島)地区	<u>2,329</u>	<u>5,906</u>	磐田	12	A	南部中学校	磐田市野箱 32

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
磐田市	13	豊田東（とよだひがし）、富岡（とみおか）（上気賀・匂坂西・匂坂下・気賀東・加茂東・加茂川原）、井通（いどおり）（上万能・一言里・一言北原・一言エクレール・一言南原）、青城（せいじょう）（中田・気子島・宮之一色・海老塚・下万能・下本郷）地区	5,517	13,979	磐田	1 3	A	かぶと塚公園	磐田市一言 2514-6
	14	大藤（おおふじ）（第1区～第5区）地区	819	1,897	磐田	1 4	A	磐田スポーツ交流の里 ゆめりあ競技場	磐田市大久保 892-36
袋井市	1	<u>浅羽南（あさばみなみ）、浅羽東（あさばひがし）</u>	2,317	5,978	袋井	1	A	<u>浅羽南小学校</u>	<u>袋井市西同笠 148</u>
					袋井	1	B	<u>中新田地区命山</u>	<u>袋井市中新田 315</u>
	2	<u>笠原（かさはら）</u>	907	2,460	袋井	2	A	笠原小学校	袋井市山崎 4822

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
袋井市	3	<u>浅羽北 (あさばきた)、 浅羽西 (あさばにし)</u>	<u>4,983</u>	<u>12,347</u>	袋井	3	A	<u>浅羽東小学校</u>	<u>袋井市浅羽 2800</u>
					袋井	3	B	<u>浅場西コミュニティセンター</u>	<u>袋井市中 410-1</u>
	4	<u>豊沢 (とよさわ)、愛野 (あいの)、 高南 (こうなん)、高尾 (たかお)、 駅前 (えきまえ)</u>	<u>7,748</u>	<u>18,179</u>	袋井	4	A	<u>菩提ふれあい公園</u>	<u>袋井市豊沢 427-7</u>
					袋井	4	B	<u>豊沢の丘防災広場</u>	<u>袋井市豊沢 1056-1</u>
	5	<u>方丈 (ほうじょう)、袋井 (ふくろい)、 川井 (かわい)、田原 (たはら)、 袋井西 (ふくろいにし)</u>	<u>3,906</u>	<u>9,004</u>	袋井	5	A	袋井市役所局	MP-20 (固定局)
					袋井	5	B	<u>田原幼稚園</u>	<u>袋井市新池 190-1</u>

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口※ <sup>1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号※ <sup>2</sup>			測定地点	所在地
袋井市	6	袋井東一（ふくろいひがしいち）、袋井東二（ふくろいひがしに）、袋井北（ふくろいきた）、袋井北四町（ふくろいきたよんちょう）	8,547	20,519	袋井	6	A	袋井東コミュニティセンター	袋井市広岡 2506-1
					袋井	6	B	袋井市総合体育館	袋井市久能 1912-1
	7	上山梨（かみやまなし）、下山梨（しもやまなし）、宇刈（うがり）今井（いまい）	6,380	16,640	袋井	7	A	山梨幼稚園	袋井市春岡 1丁目 8-7
袋井					7	B	今井小学校	袋井市大田 692	
	8	三川（みつかわ）	1,004	2,856	袋井	8	A	三川地区コミュニティ広場	袋井市友永 141
森町	1	牛飼（うしかい）、市場（いちば）、下飯田（しもいいだ）、中飯田（なかいいだ）、上飯田（かみいいだ）、東組（ひがしぐみ）、西組（にしぐみ）、城北（じょうほく）、若宮（わかみや）、梶ヶ谷（かじがや）、鴨谷（かもや）、南戸綿（みなみとわた）	1,136	3,366	森	1	A	飯田総合センター局	MP-22（固定局）





別図3 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要